

災害救助法に基づく救助の種類・支援内容について

1. 一般基準 (法4条、令2条・3条、内閣府告示等)

	救助の種類	限度額 (対象経費)	期間 (災害発生日から)	対象(住家被害との関係)				
				住家被害 に関わらず	全壊	大規模 半壊	半壊	床上 浸水
1	避難所の設置	1人1日 320円以内 (消耗機材、光熱水費等)	7日以内	●	—	—	—	—
2	炊き出し・ 食品の給与	1人1日 1,130円以内 (弁当、炊き出し等の食費)	7日以内	●	—	—	—	—
3	飲料水の供給	必要量の供給に要した経費 (水の購入・給水車による供給経費等)	7日以内	●	—	—	—	—
4	被服、寝具その 他生活必需品の 給与又は貸与	全壊(1人世帯・夏の場合18,400円) 半壊(1人世帯・夏の場合6,000円) (被服、寝具等生活必需品の購入費)	10日以内	—	●	●	●	●
5	学用品の給与	学用品を喪失・毀損した小中高の児童・生徒 ①教科書・教材費 ②文房具・通学用品代	①1か月以内 ②15日以内	—	●	●	●	●
6	医療及び助産	①医療: 診療、薬剤、手術等 ②助産: 分娩介助、衛生材料等	①14日以内 ②7日以内	●	—	—	—	—
7	被災者の救出	被災者の救出に要した経費 (機械・器具の借上費等)	3日以内	●	—	—	—	—
8	死体の検索・ 処理	1体当たり 3,400円以内 (死体の洗浄・消毒等)	10日以内	●	—	—	—	—
9	埋葬	①大人(12歳以上) 210,200円以内 ②小人 168,100円以内 (棺、埋火葬費、骨壺等)	10日以内	●	—	—	—	—
10	応急仮設住宅の 供与	建設型仮設 1戸当たり5,516,000円以内 借上型仮設 地域の実情に応じて決定 ※N.11とN.12との併給不可	着工20日以内 完成から最長 2年	—	●	●	—	—
11	住宅の応急修理	1世帯当たり 574,000円以内 (居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度部分の修理費等) ※N.10との併給不可	1か月以内	—	—	●	●	—
12	障害物の除去	1世帯当たり 135,100円以内 (日常生活に必要な最小限度部分の除去に必要な機械・器具借上費等) ※N.10との併給不可	10日以内	—	—	●	●	●

2. 特別基準 (令3条2項等)

上記一般基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる(ただし、N.11及びN.12の限度額の特別基準設定は不可)。